

(別紙1)

# 記載例 勤労者融資制度資金 借入申込書

受 付	年月日	
	番 号	
貸 付	年月日	
	番 号	

陸別町勤労者融資制度協会長 殿

下記のとおり申し込みます。

最高12万円  
勤務先の倒産による失業等で協会長が認めた場合は、最高24万円借入できる。

事務局

申込金額	120,000 円
------	-----------

融資種類	生活安定資金				償 還 方 法			
	回数	年月日	金額	収入済整理	回数	年月日	金額	収入済整理
(ふりがな) 氏 名 <b>陸別 太郎</b> (印) 年 月 日生 住 所 電話番号 本 籍 地 居住月日 年 月 日 勤 務 先 電話番号 職 名 就職年月日 収入 本人の収入月額 円 家族の収入月額 円 家族の状況 続柄 氏 名 年齢 職業 妻 <b>陸別 花子</b> <b>パート</b> 子 <b>陸別 一郎</b> <b>学生</b> 子 <b>陸別 次郎</b> <b>学生</b> 連帯保証人 (ふりがな) 氏 名 <b>北海 道男</b> (印) 年 月 日生 住 所 電話番号 本 籍 地 職 業 申込人との関係 ※添付書類 未納のないことの証明書 連帯保証人の印鑑証明書 住定日 住民担当 年 月 日 印	1	.	.					
	2	.	.					
	3	.	.					
	4	.	.					
	5	.	.					
	6	.	.					
	7	.	.					
	8			本人の収入金額				
9			家族の収入金額					
10	.	.						
11	.	.						
12	.	.						
13	.	.						
14	.	.						
15	.	.						
16	.	.						
17	.	.						
18	.	.						
19	※住所欄は住民票に記載されている住所を記載してください。							
20	※連帯保証人の欄については、連帯保証人本人の自署により記載してください。また、連帯保証人の印鑑については印鑑登録されている印鑑を押印のうえ、印鑑証明書を添付して提出してください。							
21	※連帯保証人は町内の方に限ります。							
22								
23								
24	.	.						

返済方法については十二ヶ月以内の月賦返済を計画してください。ただし、借入金額が十三万円以上の場合には二十四ヶ月以内の月割返済を計画してください。  
※欄は記入しないでください。

※住所欄は住民票に記載されている住所を記載してください。  
※連帯保証人の欄については、連帯保証人本人の自署により記載してください。また、連帯保証人の印鑑については印鑑登録されている印鑑を押印のうえ、印鑑証明書を添付して提出してください。  
※連帯保証人は町内の方に限ります。

## 本書以外に必要なもの

- ① 滞納がないことの証明書（借入申請者本人のもの） 役場町民課で発行 費用300円
  - ② 印鑑登録証明書（借入申請者本人のもの） 役場町民課で発行 費用300円
  - ③ 印鑑登録証明書（連帯保証人のもの） 役場町民課で発行 費用300円
- ②③の発行には「印鑑登録の手帳」を持参して下さい。
- ④ 収入印紙200円（借用証書に貼り付けし、申請者の印で割り印）
  - ⑤ 融資決定の際、利息1%（12万円借入の場合は1,200円）を現金で用意ください。

(別紙2)

200 円  
印 紙  
貼 付

勤労者融資  
制度資金

# 借用証書

貸付	番 号	
	年月日	

借用金額	120,000 円
融資種類	生活安定資金 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※借り入れた月の翌月から返済となります。</span>
借用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
償還方法	勤労者融資制度資金借入申込書のとおり
利 率	融資金額の1.00%

上記のとおり正に借用し受領しました。については陸別町勤労者融資制度要綱を承知のうえ借受金の償還を相違なく実行します。

年 月 日

陸別町勤労者融資制度運用協会長

殿

極度額は、借入額（未償還額）と同額

借 受 人	住 所	陸別町字
	氏 名	陸別 太郎 (印)
連帯保証人	住 所	陸別町字
	氏 名	北海道男 (印)
	極度額	円

(署名は必ず本人の自署とすること)

## 特 約 条 項

---

1. 債務者(以下乙という。)は、次の各号の一に該当した場合においては、本協会(以下甲という。)からの通知催告等がなくても、当然に甲の請求によって本借入金債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。
  - (1) 支払の停止があったとき。
  - (2) 本借入金債務その他甲に対する債務の一つでも期限に弁済しなかったとき。
  - (3) 仮差押、差押もしくは競売の申請があったとき、または租税公課を滞納して督促を受けたときもしくは保全差押を受けたとき。
  - (4) 乙または連帯保証人(以下丙という。)が、本契約の一つにでも違反したとき。
  - (5) 本借入金に関する申込書の記載が事実と違っていることが発見されたとき。
  - (6) 本借入金を表記の資金用途以外に使用したとき。
  - (7) その他債権保全のため必要と認められるとき。
2. 乙は、本借入金債務の元金を最終期日に支払わないときは、延滞元金についてその延日数に応じて日歩3銭の割合による損害金を甲に支払うものとする。
3. 債務の弁済にあたり債務金額を消滅させるに足りないとき、甲が適当と認める順序方法により充当されても乙および丙は異議がない。
4. 丙は本借入金債務およびその債務から生ずるいっさいの債務について、この約定を承知のうえ極度額の範囲で、乙と連携して債務履行の責めを負い、甲の都合によって保証人の追加をされても異議がない。
5. 丙が保証債務の一部を履行した場合、代位によって甲から取得した権利は、本借入金債務未済中は甲の同意がなければこれを行使してはならない。
6. 乙は、甲から保証人の追加の要求があったときは、遅滞なく必要な手続きをとるものとする。
7. 乙および丙は、その財産、その他について甲から報告を求められたときは直ちにこれに応じ、また調査に必要な便益を提供するものとする。
8. 乙および丙は、その住所の移転、勤め先の変更その他甲の債権保全上重要な事柄について変動があったときは、直ちに甲に報告するものとする。
9. 本契約に関し、甲において債権保全または実行のために要した費用は、すべて乙および丙が連帯して負担するものとする。
10. 債務の完済にあたり弁済者が数人ある場合は、最後に弁済したものに対して借用証書その他付属書類を交付するものとしても乙および丙は異議がない。